

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次	ページ
告 示	
○土地改良区の定款の変更の認可…………… (農業施設管理課)	12
○道営土地改良事業計画の決定…………… (農業施設管理課)	12
○道営土地改良事業の工事の完了…………… (農業施設管理課)	12
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定…………… (治山課)	12
○知事権限に係る保安林の指定の解除…………… (治山課)	13
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定…………… (治山課)	13
○森林法による通知に代える公示…………… (治山課)	13
○堤防と道路との兼用工作物の管理の方法の決定…………… (河川課)	13
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	14
道教育庁石狩教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	14
道選挙管理委員会告示	
○衆議院北海道第5区選出議員補欠選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表……………	15
道人事委員会規則	
○東日本大震災に対処するための北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の特例に関する規則……………	15
○東日本大震災に対処するための北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の特例に関する規則……………	15
○受託団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………	16
道警察旭川方面本部告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	16
道警察北見方面本部告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	17

告 示

北海道告示第324号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成23年5月10日

北海道知事 高橋 はるみ

認可年月日	土地改良区名
平成23. 4.22	新篠津土地改良区
同 23. 4.26	ながぬま土地改良区
同	東和土地改良区
同	富良野土地改良区

北海道告示第325号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、平成23年5月11日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成23年5月10日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
仙美里	暗渠排水、区画整理、除磔	北海道十勝総合振興局
美蔓高倉	農業用排水施設、客土、暗渠排水、区画整理、除磔	同

北海道告示第326号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成23年5月10日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	完了年月日
平取北	中山間地域総合整備（農業用排水施設）	平成22.10.20
同	（農業用道路）	同 20. 8.22
同	（区画整理）	同 21.12.18
同	（客土）	同
同	（暗渠排水）	同 20. 1.18
同	（農用地改良保全）	同 19.12.10

北海道告示第327号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成23年5月10日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 勇払郡むかわ町穂別富内92の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及びむかわ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第328号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成23年5月10日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 解除に係る保安林の所在場所 野付郡別海町美原2の77、2の78、5の84
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 農道用地とするため

北海道告示第329号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成23年5月10日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 石狩市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 石狩市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 干害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道石狩振興局産業振興部林務課及び石狩市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第330号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を鶴居村役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成23年北海道告示第291号のとおりである。

平成23年5月10日

北海道知事 高橋 はるみ

所在が不明な者

阿寒郡鶴居村字幌呂原野445、447所在の森林について所有権を有する 萩原 善藏

北海道告示第331号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第2項の規定に基づき、公示する。

その関係図書は、北海道空知総合振興局札幌建設管理部に備え置いて縦覧に供する。

平成23年5月10日

北海道知事 高橋 はるみ

<p>1 河川の名 称 二級河川新川水系三樽別川</p> <p>2 河川管理施設の名称又は種類 左岸堤防</p> <p>3 河川管理施設の位置 札幌市手稲区前田1条4丁目1番1地先から同市手稲区前田1条4丁目1番10地先まで</p> <p>4 管理を行う者の氏名及び住所 氏名 道路管理者 札幌市 代表者 市長 上田 文雄 住所 札幌市中央区北1条西2丁目</p> <p>5 管理の内容 (1) 道路専用施設(路面(路盤の部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。)の新設(道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕 (2) 原則として道路専用施設に係る災害復旧</p> <p>6 管理期間 平成23年5月10日から道路の存続する日まで</p>	<p>モノクロ複写料金(1台の1か月当たりの単価) 1枚以上 1枚当たり 1円</p> <p>5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札</p> <p>6 一般競争入札の公告 平成23年3月11日付け北海道上川総合振興局告示第51号</p> <p>7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名称 北海道上川総合振興局産業振興部調整課 (2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号</p>
<p>総合振興局告示及び 振興局告示</p>	<p>道教育庁石狩教育局告示</p> <p>北海道上川総合振興局告示第66号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成23年5月10日 北海道上川総合振興局長 窪田 毅</p> <p>1 落札に係る物品等の名称及び数量(調達予定数量) フルカラー複写機の賃貸借 一式 4台並びにフルカラー10,000枚及びモノクロ2,800枚(1か月当たり)</p> <p>2 落札を決定した日 平成23年4月20日</p> <p>3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏名 富士ゼロックス北海道株式会社 (2) 住所 札幌市中央区大通西6丁目1番地</p> <p>4 落札金額 月額基本料金(4台) 0円 フルカラー複写料金(1台の1か月当たりの単価) 1枚から3,000枚まで 1枚当たり 5.7円 3,001枚から5,000枚まで 1枚当たり 5.6円 5,001枚以上 1枚当たり 5.3円</p>
<p>北海道上川総合振興局告示第66号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成23年5月10日 北海道上川総合振興局長 窪田 毅</p> <p>1 落札に係る物品等の名称及び数量(調達予定数量) フルカラー複写機の賃貸借 一式 4台並びにフルカラー10,000枚及びモノクロ2,800枚(1か月当たり)</p> <p>2 落札を決定した日 平成23年4月20日</p> <p>3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏名 富士ゼロックス北海道株式会社 (2) 住所 札幌市中央区大通西6丁目1番地</p> <p>4 落札金額 月額基本料金(4台) 0円 フルカラー複写料金(1台の1か月当たりの単価) 1枚から3,000枚まで 1枚当たり 5.7円 3,001枚から5,000枚まで 1枚当たり 5.6円 5,001枚以上 1枚当たり 5.3円</p>	<p>北海道教育庁石狩教育局告示第85号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成23年5月10日 北海道教育庁石狩教育局長 伊藤 文明</p> <p>1 落札に係る特定役務の名称及び数量 (1) 特別支援学校校舎等清掃業務委託契約(A地区) 一式 (2) 特別支援学校校舎等清掃業務委託契約(B地区) 一式 (3) 特別支援学校校舎等清掃業務委託契約(C地区) 一式 (4) 特別支援学校校舎等清掃業務委託契約(D地区) 一式 (5) 特別支援学校校舎等清掃業務委託契約(E地区) 一式 (6) 特別支援学校校舎等清掃業務委託契約(F地区) 一式 (7) 特別支援学校校舎等清掃業務委託契約(G地区) 一式</p> <p>2 落札を決定した日 平成23年4月5日</p> <p>3 落札者の氏名及び住所 (1) 1の(1) ア 氏名 有限会社ネットワーク イ 住所 岡山市北区奥田1丁目5番30号 (2) 1の(2) ア 氏名 株式会社セキユメント イ 住所 樺戸郡新十津川町字中央315番地1 (3) 1の(3)から(5)まで ア 氏名 株式会社東洋実業</p>

イ 住所 札幌市中央区北6条西22丁目2番7号

(4) 1の(6)

ア 氏名 株式会社ミタカ商会

イ 住所 札幌市白石区北郷4錠2丁目15番43号

(5) 1の(7)

ア 氏名 はしもと商事株式会社

イ 住所 岩見沢市駒園5丁目2番1号目

4 落札金額

(1) 3,559,500円

(2) 3,244,500円

(3) 2,858,047円

(4) 1,784,800円

(5) 2,003,400円

(6) 2,142,000円

(7) 1,722,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成23年2月18日付け北海道教育庁石狩教育局告示第21号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

道選挙管理委員会告示

北海道選挙管理委員会告示第43号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定に基づき、平成22年10月24日執行の衆議院北海道第5区選出議員補欠選挙に関し、候補者の出納責任者から提出のあった同法第189条第1項の規定による選挙運動に関する収支報告書の要旨を別冊のとおり公表する。

その別冊は、北海道選挙管理委員会事務局及び石狩支所に備え置いて一般の閲覧に供する。

平成23年5月10日

北海道選挙管理委員会委員長 永井利幸

道人事委員会規則

東日本大震災に対処するための北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の特例に関する規則をここに公布する。

平成23年5月10日

北海道人事委員会委員長 中澤義則

北海道人事委員会規則13-79

東日本大震災に対処するための北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の特例に関する規則

東日本大震災の被災者を支援する活動を行う場合における北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則（北海道人事委員会規則13-42）第11条第1項第4号及び第2項並びに第15条の規定の適用については、同号中「5日」とあるのは「5日（東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村（東京都の市町村を除く。）の区域内において、アに掲げる活動を行う場合にあっては、7日）」と、同号ア中「地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した」とあるのは「東日本大震災の」と、「地域」とあるのは「地域若しくは東日本大震災の被災者を受け入れている地域」と、同項中「前項第4号」とあるのは「前項第4号（東日本大震災に対処するための北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の特例に関する規則の規定により読み替えて適用する場合を含む。））」と、同条中「第11条第1項各号」とあるのは「第11条第1項各号（東日本大震災に対処するための北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の特例に関する規則の規定により読み替えて適用する場合を含む。））」とする。

附則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（この規則の失効）

2 この規則は、平成23年12月31日限り、その効力を失う。

東日本大震災に対処するための北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の特例に関する規則をここに公布する。

平成23年5月10日

北海道人事委員会委員長 中澤義則

北海道人事委員会規則13-80

東日本大震災に対処するための北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の特例に関する規則

東日本大震災の被災者を支援する活動を行う場合における北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（北海道人事委員会規則13-43）第11条第1項第4号及び第2項並びに第15条の規定の適用については、同号中「5日」とあるのは「5日（東日本大震災に際し災害

救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村（東京都の市町村を除く。）の区域内において、アに掲げる活動を行う場合にあっては、7日」と、同号ア中「地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した」とあるのは「東日本大震災の」と、「地域」とあるのは「地域若しくは東日本大震災の被災者を受け入れている地域」と、同項中「前項第4号」とあるのは「前項第4号（東日本大震災に対処するための北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の特例に関する規則の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、同条中「第11条第1項各号」とあるのは「第11条第1項各号（東日本大震災に対処するための北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の特例に関する規則の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（この規則の失効）

2 この規則は、平成23年12月31日限り、その効力を失う。

受託団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年5月10日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則14-60

受託団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

受託団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則（北海道人事委員会規則14-2）の一部を次のように改正する。

別表苦小牧港管理組合の項中「総務課の庶務係長」を「総務係長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

道警察旭川方面本部告示

北海道警察旭川方面本部告示第65号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成23年5月10日

北海道警察旭川方面本部長 谷 口 茂 樹

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

(1) 6型カードベース 300枚×3入 117箱

(2) 6型高速型用リボン 2,000枚×1入×7種	53箱
(3) 6型プリンタヘッド	10個
(4) 吸気フィルター 大	12個
(5) 吸気フィルター 小	12個
(6) 搬送ローラー	6個
(7) ヒートローラー 上	6個
(8) ヒートローラー 下	6個
(9) DUブッシュ付ブラケットハウジング 2個組	6組
(10) ロールロアピンチローラー	6個
(11) EXITローラー 2本組	6組
(12) ハロゲンランプ	6個
(13) 温度センサー	6個
(14) 複写用真空パッド 3個組	4組

2 随意契約の相手方を決定した日

平成23年3月31日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏 名 株式会社DNPアイディーシステム

(2) 住 所 東京都新宿区新宿4丁目3番17号

4 随意契約に係る契約金額

(1) 1箱当たりの単価 470,700円

(2) 1箱当たりの単価 140,000円

(3) 1個当たりの単価 130,000円

(4) 1個当たりの単価 9,000円

(5) 1個当たりの単価 5,500円

(6) 1個当たりの単価 1,400円

(7) 1個当たりの単価 23,000円

(8) 1個当たりの単価 18,000円

(9) 1組当たりの単価 14,400円

(10) 1個当たりの単価 21,500円

(11) 1組当たりの単価 22,800円

(12) 1個当たりの単価 10,500円

(13) 1個当たりの単価 5,000円

(14) 1組当たりの単価 5,100円

5 契約の相手方を決定した手続

随意契約

6 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道警察旭川方面本部会計課
- (2) 所在地 旭川市1条通25丁目487-6

道警察北見方面本部告示

北海道警察北見方面本部告示第45号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成23年5月10日

北海道警察北見方面本部長 狩 峰 和 彦

1 随意契約に係る物品等の名称及び調達予定数量

- (1) 6型カードベース 300枚×3入 60箱
- (2) 6型高速型用リボン 2,000枚×1入×7種 27箱
- (3) 6型プリンタヘッド 14個
- (4) 吸気フィルター 大 12個
- (5) 吸気フィルター 小 12個
- (6) 搬送ローラー 6個
- (7) ヒートローラー 上 6個
- (8) ヒートローラー 下 6個
- (9) DUブッシュ付ブラケットハウジング 2入 3組
- (10) ロールロアピンチローラー 6個
- (11) EXITローラー 2入 3組
- (12) ハロゲンランプ 6個
- (13) 温度センサー 6個
- (14) 複写用真空パッド 3入 2組

2 随意契約の相手方を決定した日

平成23年4月5日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 氏名 株式会社DNPアイディーシステム
- (2) 住所 東京都新宿区新宿4丁目3番17号

4 随意契約に係る契約金額

- (1) 1箱当たりの単価 470,700円

(2) 1箱当たりの単価 140,000円

(3) 1個当たりの単価 130,000円

(4) 1個当たりの単価 9,000円

(5) 1個当たりの単価 5,500円

(6) 1個当たりの単価 1,400円

(7) 1個当たりの単価 23,000円

(8) 1個当たりの単価 18,000円

(9) 1組当たりの単価 14,400円

(10) 1個当たりの単価 21,500円

(11) 1組当たりの単価 22,800円

(12) 1個当たりの単価 10,500円

(13) 1個当たりの単価 5,000円

(14) 1組当たりの単価 5,100円

5 契約の相手方を決定した手続

随意契約

6 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道警察北見方面本部会計課
- (2) 所在地 北見市青葉町6-1